

通学バス利用許可基準

鳥取県立倉吉養護学校

- 1 利用対象者は、小学部の児童及び、中学部・高等部の生徒の重度・重複障がい等を有し通学が困難である生徒とする。単一障がい等を有する生徒については、原則自力通学の練習に取り組み、通学バスによる支援が必要な生徒と通学バス検討委員会及び通学支援検討委員会（外部委員会）が判断し、委員会の意見を踏まえ、学校長の許可を得た者とする。
- 2 登下校時の自宅と停留所の通学については保護者の責任において行うこととする。
- 3 約1時間の乗車が可能であること
- 4 乗車中に医療的ケアが必要な児童生徒については許可できない。
- 5 発作がある児童生徒については、車内での発作時に、別紙（てんかん発作時の対応）対応で主治医の承諾が得られた場合のみ許可する。
- 6 発作状況の変化や乗車マナー等、特に問題がある場合は年度中途であっても許可を取消す場合がある
- 7 通学バスの許可の有効期間は、単年度とする。

平成20年	4月	1日	改正・施行
平成23年	6月		改正・施行
平成24年	11月		改正・施行
平成26年	4月	1日	改正・施行
平成28年	2月	3日	改正・施行
平成29年	2月	9日	移行記載除
令和元年	12月	20日	改正・施行

通学バス利用基準（県の基準）

- 小学部の児童
- 自力通学が困難であり、通学バスによる支援が必要な中学部・高等部の生徒。
- 乗車中に医療的ケアが不要であること

第21500091405号 平成27年12月8日付け文書「鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会運営要綱及び鳥取県立特別支援学校における通学支援実施要領について（通知）」より